

# 家畜衛生便り

No.374 令和4年1月6日発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

## 愛媛県で高病原性鳥インフルエンザが 続発しています！！

2021年11月10日，秋田県で今シーズン1例目  
が確認されて以降，9県12事例が確認されており，  
全国どこの地域においても発生リスクが極めて高い  
状況です。

愛媛県での続発を受け，  
「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」の区分  
が**ステージⅣ(特別警報)**  
に引き上げられました。

・農場敷地内の除草  
・消石灰散布による消毒  
(週1回以上実施)  
など，防疫対策を強化し  
てください。

区分	発動基準
平常時 (感染観察)	(家きん・野鳥) 遠方諸国等で発生
ステージⅠ (感染観察(強化))	(家きん)近隣国で発生 (野鳥)近隣国で陽性
ステージⅡ (感染拡大注意報)	(家きん)国内で発生 (野鳥)国内で陽性
ステージⅢ (感染拡大警報)	(家きん)近隣県で発生
<b>ステージⅣ (特別警報)</b>	<b>(家きん)近隣県で続発</b>

## 消毒強化のため，各農場に消石灰を配布します

配送手配が終了後，順次配布しますので，鶏舎周りを中心  
に，確実に消毒を実施するようお願いいたします。

なお，配布されるまでは，お手持ちの消石灰等の消毒薬で  
消毒を徹底するよう，よろしく申し上げます。

本病の発生防止に万全を期すため、飼養衛生管理基準について、以下の事項を確実に実施するよう、よろしくお願いします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

異常家きんの早期発見，早期通報に留意してください。

鶏の日常の健康観察を徹底し，死亡羽数の急増（通常の死亡率の2倍以上）や，飼養鶏に異常が確認された場合は，直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

<連絡先> 西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しています。